

農地バンクに貸し付けた一定の農地に係る固定資産税課税標準の特例措置について

平成28年度税制改正により、所有する全ての農地（10a未満の自作地を除く）を農地バンクに新たに貸し付け（農地中間管理権の設定）し、かつ、その当該貸付期間が10年以上である農地の固定資産税の課税標準額が軽減されます。

適用要件

下記項目の全てを満たしていること。

- ① 所有する全ての農地（10a未満の自作地を除く）を農地バンクに新たに貸し付け（農地中間管理権の設定）していること。
- ② 農地中間管理権は、平成28年4月1日から令和8年3月31日までに設定されていること。
- ③ 農地中間管理権の設定期間は、10年以上であること。

軽減期間及び軽減（特例）内容

- ① 貸付期間が10年以上15年未満の農地

設定された日の属する年の翌年1月1日（当該設定日が1月1日の場合は同日）を賦課期日とする年度から3年度分。

- ・ 課税標準額を価格の2分の1とする。

- ② 貸付期間が15年以上の農地

設定された日の属する年の翌年1月1日（当該設定日が1月1日の場合は同日）を賦課期日とする年度から5年度分。

- ・ 課税標準額を価格の2分の1とする。

特例措置に関する手続き

- 特例措置は、中間管理権設定日の翌年の1月31日までに各市町村税務課固定資産税係に申告が必要な場合がございます。必要な手続きについては各市町村で異なりますので、農地のある市町村の税務課固定資産税係にお問い合わせをお願いいたします。